

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号。以下「協定」という。）、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）、本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 業務の名称及び数量

鳥取県立中央病院、鳥取県立厚生病院及び鳥取赤十字病院における診療材料等調達及び管理業務 一式

2 目的

鳥取県立中央病院、鳥取県立厚生病院及び鳥取赤十字病院（以下「3病院」という。）で使用する診療材料（医療用ガス、歯科用補綴材料等に係る診療材料を除く。）、事務用品、日用雑貨及び印刷物（以下「診療材料等」という。）の調達から消費管理までの包括的な管理業務（鳥取赤十字病院については、3のとおり。）を行うことにより、経費の節減と業務の効率化が可能となる物品管理体制を構築する。

なお、本件入札により3病院の契約業者について決定するものであって、鳥取赤十字病院の契約業者の選定に係る入札事務は、鳥取県病院局が鳥取赤十字病院からの委託を受けて行うものである。

3 業務の概要

3病院において、診療材料等の物品調達及び管理業務として、各部署に使用する診療材料等の搬送業務を行うとともに使用される診療材料等を中央管理し、部署ごと、診療材料等ごとの使用頻度を把握することにより頻度に応じた使用部署への在庫設定に加え、院内の倉庫及び各部署の適正在庫を維持するよう発注量の算出を行う等、病院経営の効率化を図るための業務である。（鳥取赤十字病院に係る業務は、診療材料等の調達業務のみとする。）

※業務にあたっては、診療材料等の購入費用及び病院在庫の軽減と、これに係る調達業務の効率化を目指し、包括的な物品調達を行うこと。

※受託者の専門知識及びネットワークを活用し、医療安全の向上及び経営改善等の有用な情報及び提案を行うものとする。

※可能な限り業者在庫による無在庫化を目指すものとする。

4 業務の仕様

病院ごとに作成する「診療材料等物品調達管理業務基本仕様書（別添1-1、別添1-2及び別添1-3。以下「基本仕様書」という。）」による。

5 履行期間

契約締結日から令和10年3月31日までとする。ただし、令和7年3月31日までは準備期間とし、同年4月1日から本稼働とする。

6 履行場所

鳥取県立中央病院（鳥取市江津730）

鳥取県立厚生病院（倉吉市東昭和町150）

鳥取赤十字病院（鳥取市尚徳町117）

7 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本件調達公告日から開札日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 本件調達公告日から開札日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が薬品類の衛生材料及び医療・理化学機器類の医療機器に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和6年9月27日（金）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより9の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに9の（2）の場所に必ず連絡すること。

オ 平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間に、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般病床を400床以上有する病院（集中治療室を有し、かつ、心臓内科又は循環器科、脳神経外科、心臓血管外科及び整形外科の手術実績がある病院に限る。）から物品の調達及び院内物流管理業務（以下「同種業務」という。）を2年以上受注し、完遂した実績を有する者であること。

カ 本件入札に係る共同企業体の構成員ではないこと。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が（1）のアからエまでの全てに該当すること。

イ 代表者が（1）のオに該当すること。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じである場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、本件入札に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

（ア）目的

（イ）共同企業体の名称

（ウ）構成員の名称及び所在地

（エ）代表者の名称

（オ）代表者の権限

（カ）構成員の出資比率

（キ）構成員の責任

（ク）業務履行中における構成員の脱退に対する措置

（ケ）業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

（コ）解散後の契約不適合責任

（サ）その他必要な事項

8 参加表明書等の提出

(1) この競争入札に参加しようとする者は、(3)で掲げる書類を、郵送等又は持参により令和6年10月23日

(水) 午後5時までに9(1)の場所に提出すること。

- (2) 提出部数は各1部とし、その規格はA4版とする。
- (3) 参加表明書等
 - ア 総合評価一般競争入札参加表明書（様式第1号）
 - イ 提案者の会社概要及び同種業務の実績（様式第2号）
 - ※7の（1）のオ（共同企業体にあつては7の（2）のイ）に該当する実績を全て記載すること。
 - ウ 管理責任者（予定者）の資格、経歴（様式第3号）
- (4) 入札参加資格の確認
 - ア （1）により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和6年10月25日（金）までに通知する。
 - イ アの審査により入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないとした理由について、令和6年10月28日（月）までに書面（様式は自由）により説明を求められることができる。
 - ウ イにより説明を求められたときは、説明を求めた者に対して、令和6年10月29日（火）までに書面により回答する。

9 入札及び開札に関する事項並びに入札関係書類の提出

- (1) 入札の手續及び仕様に関する問合せ先
 - 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
 - 鳥取県病院局総務課
 - 電話 0857-26-7885
 - 電子メールアドレス byouinsoumu@pref.tottori.lg.jp
- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先
 - 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
 - 鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
 - 電話 0857-26-7431
- (3) 入札説明書等の交付方法
 - 令和6年9月20日（金）から同年10月23日（水）までの間に鳥取県病院局総務課のインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/byouinkyoku/>）から入手するものとする。当該ホームページを利用して交付しない資料は、電子メールにより交付するので、（1）の場所に電子メールにより依頼するとともに、電話でその旨の連絡をすること。ただし、これらにより難い者には、次により直接交付し、又は郵送により交付するものとする。
 - なお、郵送による交付を希望する者は、320円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に（1）の場所へ請求すること。
 - ア 交付期間及び時間
 - 令和6年9月20日（金）から同年10月23日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
 - イ 交付場所又は郵送請求先
 - （1）に同じ。
- (4) 郵便等による入札
 - 可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時
 - 令和6年11月8日（金）午前11時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前9時までとする。）
 - イ 場所
 - 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁議会棟2階 執行部控室

(6) 提出書類

- ア 入札書（封書にすること） 1通（様式第4号）
- イ 委任状（代理人が入札する場合） 1通（様式第5号）

※提案書の提出については、12を参照

(7) 入札者に要求される事項

- ア 入札金額は1に掲げる業務に必要な額を記載することとし、診療材料等の購入額は含めないこと。また、5の期間（ただし、準備期間は含まない。）の総額を記載するとともに、病院ごとの内訳金額を記載すること。病院ごとの内訳金額は、（8）の各病院の委託予算額以内の額とすること。
なお、契約にあたっては、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）をもって契約金額とするので、消費税及び地方消費税を含めた契約申込金額を入札書に記載すること。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。
- イ 入札者は、政令、協定、財務規程、会計規則、調達手続特例規則、本件公告、基本仕様書並びにこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- ウ 入札後、本件公告、基本仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- エ 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出すること。
- オ 入札書の記載内容を抹消、訂正又は挿入するときは、当該箇所を押印しなければならない。ただし、入札金額を訂正することはできない。
- カ 入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、委任状を提出しなければならない。委任状の様式は、様式第5号のとおりとする。なお、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- キ 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加できない。
- ク 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- ケ 入札手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

(8) 管理業務に関する委託予算額

鳥取県立中央病院	118,800千円
鳥取県立厚生病院	50,238千円
鳥取赤十字病院	15,840千円
合計	184,878千円

10 入札保証金に関する事項

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、調達手続特例規則第14条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- (1) 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

11 入札の無効に関する事項

次に該当する者により行われた入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者の入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (3) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (4) 委任状のない代理人の入札。ただし、年間委任状を鳥取県総務部総合事務センター物品契約課に提出している場合は、この限りでない。

- (5) 1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札
- (6) この競争入札に関して不正のあった者の入札

12 提案書に関する事項

提出書類は次のとおりとし、郵送等又は持参により、令和6年10月31日（木）午後3時までに9（1）の場所に提出すること。

(1) 提案数

入札者一につき、一提案とする。

(2) 提案書

様式第6号（A4縦版）により、提案の概要・特徴等を5枚以内にまとめるとともに、次のアからエまでの各項目をこの順に記載し、原則として50枚以内にまとめること。その他、必要に応じて関連書類を添付すること。

ア 業務姿勢等

- (ア) 業務遂行に際しての姿勢
- (イ) 業務遂行上の誓約事項

イ 業務遂行体制

- (ア) 全体的な業務遂行体制
- (イ) 配置予定責任者及び配置予定職員の業務経験、業務分担計画
- (ウ) 年末年始等の長期休日及び緊急時の対応
- (エ) 準備業務

ウ 調達業務

- (ア) 調達業務遂行計画
- (イ) 預託物品の管理等の考え方
- (ウ) 定数管理対象物品の考え方
- (エ) 同等品・類似品等商品情報の提供
- (オ) 術式・処置別キット（セット商品群）への対応
- (カ) コスト削減計画

※令和5年度に購入した診療材料等（別添2-1「令和5年度鳥取県立中央病院診療材料等購入実績」、別添2-2「令和5年度鳥取県立厚生病院診療材料等購入実績」及び別添2-3「令和5年度鳥取赤十字病院診療材料等購入実績」を参照）について、契約期間の初年度に同数量を病院が購入すると仮定した場合の金額を提出すること。なお、償還製品においては、償還価格の改定があった場合は、率スライドを基本とする。

エ 搬送業務、在庫管理業務、消費管理業務及び棚卸業務

- (ア) 業務体制及び業務手順について
- (イ) 在庫管理業務計画
- (ウ) 消費管理業務計画
- (エ) 棚卸業務計画

(3) 提出部数及び体裁

(2)の提案書に入札参加者の名称を記載した表紙1枚を添付し、左側をステープル綴じたものを、正本として、1部提出すること。また、副本として、正本と同じ内容のものを11部提出すること。

(4) 提案書に関する説明

入札参加者は、次のとおり提案書に関する説明を行うこと。

- ア 日 時 令和6年11月8日（金）午後（予定）※開始時間等は別途連絡する。
- イ 場 所 鳥取県庁議会棟2階 執行部控室
- ウ 所要時間 1者あたり説明15分、質疑応答20分 計35分以内

13 落札者の決定方法に関する事項

- (1) 本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定の例により作成さ

れた予定価格の範囲内において入札を行った者であること。

- (2) 提案書の内容については、学識経験者等で構成する鳥取県立中央病院、鳥取県立厚生病院及び鳥取赤十字病院診療材料等調達管理業務評価委員会が、別記「診療材料等調達管理業務 評価基準」に示す各項目の加点の上限の範囲内で提案内容の評価に応じて加点する。
- (3) 入札価格点については、最低入札価格を提示した者を150点とし、その他の入札者は次により算定した得点とする(1点未満四捨五入)。
入札価格点=150点×(最低入札価格)÷(当該入札参加者の入札価格)
- (4) (2)の加点の合計点と(3)の入札価格点の合計点数(以下「合計点数」という。)が最も高い者を落札者とする。ただし、別記「診療材料等調達管理業務 評価基準」の管理運営業務(配点区分がA、B、C、E及びFの項目)の合計点数が432点未満である者については、合計点数が最も高い場合であっても落札者としてしない。
- (5) 合計点数が最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。なお、提案書の評価に時間を要するため、入札者はあらかじめ開札時にくじを引いておくものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 選定されなかった者に関する事項

13の方法により落札者として決定されなかった事業者に対しては、選定されなかった旨を書面により通知する。

15 契約書に関する事項

- (1) 契約の相手方が決定したときは、その通知の翌日から起算して14日(日曜日及び土曜日を除く。)以内に契約を締結するものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (3) 発注者(ただし、鳥取県立中央病院及び鳥取県立厚生病院に限る。)が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書(様式第7号)を、ア及びイの各病院の契約担当部局に提出すること。

なお、電子契約締結に同意した受注者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより電子契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。

- ア 鳥取県立中央病院の契約担当部局
〒680-0901 鳥取市江津730
事務局経営戦略課
電話 0857-26-2271(内線:2752)
電子メールアドレス chuoubyouin@pref.tottori.lg.jp
- イ 鳥取県立厚生病院の契約担当部局
〒682-0804 倉吉市東昭和町150
事務局経営課
電話 0858-22-8181(内線:3432)
電子メールアドレス kouseibyouin@pref.tottori.lg.jp

16 契約保証金に関する事項

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

17 質問の受付及び回答

参加表明書及び提案書に関する質問は、様式第8号により作成し、令和6年9月30日(月)までに、9の

- (1)へ電子メールにより提出すること。

なお、質問に対する回答は令和6年10月3日（木）までに鳥取県病院局総務課のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/byouinkyoku/>）に掲載することとし、入札日まで閲覧に供する。

18 その他

- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、時刻は日本の標準時及び単価は計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (2) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽を記載した者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は返却せず、落札者の選定及び総合評価以外に使用しない。
- (5) 参加表明書及び提案書の受理後の差替え、追加及び削除は、原則として認めない。
- (6) 参加表明書及び提案書に記載した配置予定管理責任者は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合は、当該配置予定者と同等以上の能力を有する者を選定し、発注者の了解を得なければならない。
- (7) 提出した提案書は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非公開情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示請求の対象となる。
- (8) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。
- (9) 落札者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、落札者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、落札者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、落札者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - (ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (10) 16の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けた後直ちに契約保証金免除申請書（様式第9号）を9の（1）の場所に提出すること。
- (11) 落札者は発注者の承認を受けずに再委託をしてはならない。

なお、契約金額の50パーセントを超える委託又は業務の中核となる部分の委託は、特段の理由がない場合は認めない。
- (12) 鳥取県議会令和6年9月定例会において本件業務に係る予算が否決されたときは、開札を行わない。

19 参考資料

入札及び企画提案書の作成にあたっては、この入札説明書のほか次に掲げる資料を鳥取県病院局総務課のホー

ホームページに掲載するので、参考とすること。また、鳥取県病院局総務課のホームページに掲載していない資料は、電子メールにより交付するので、9の(1)の電子メールアドレスに資料交付申請するとともに、その旨を電話連絡すること。

なお、ホームページ又は電子メールにより入手ができない者には、直接交付する。

- (1) 入札説明書に示す様式(様式第1号～第9号)
- (2) 基本仕様書
 - 鳥取県立中央病院(別添1-1)
 - 鳥取県立厚生病院(別添1-2)
 - 鳥取赤十字病院(別添1-3)
- (3) 令和5年度診療材料等購入実績
 - 鳥取県立中央病院(別添2-1)
 - 鳥取県立厚生病院(別添2-2)
 - 鳥取赤十字病院(別添2-3)
- (4) 現在の診療材料等セット一覧
 - 鳥取県立中央病院(別添3-1)
 - 鳥取県立厚生病院(別添3-2)
- (5) 診療材料等の管理作業スペースとして利用可能な場所の平面図
 - 鳥取県立中央病院(別添4-1)
 - 鳥取県立厚生病院(別添4-2)
- (6) 院内物流の運用(診療材料等)
 - 鳥取県立中央病院(別添5-1)
 - 鳥取県立厚生病院(別添5-2)